

12月3日～9日 障がい者週間 / 12月4日～10日 人権週間

気配り・心配りの延長線

誰もが暮らしやすい社会へ

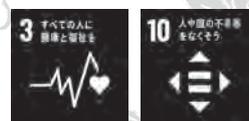
問い合わせ

協同人権係

☎093-293-1242

障がい者支援係

☎093-293-1296



障がいのある人が直面しているさまざまな問題を知っていますか？

誰もが暮らしやすい社会にするためにはどのような取り組みをしたらいいのかなど、12月10日の人権週間講演会の講師であり、先天性多発性関節拘縮症を患う山崎海斗さんにお話を聞きました。

先天性多発性関節拘縮症とはどんな病気ですか？

生まれる前から多くの関節が固まる病気で、僕は生まれつき肘や手首、膝、足首、背骨など多くの関節が曲がった状態で生まれてきました。現在の身長は139cmです。重たい荷物を持つことが難

しく、今でも月に1回のリハビリをしています。

障がいがあることで困っていることはありますか？

この体で生きてきたことが当たり前で、道具とか何かしら工夫すれば、何でもできるようになったのであまり困ってないかもしれません。

強いて言えば、僕は車を運転するんですが、駐車場の出口にある精算機が遠いことがあります。手も短いので、駐車券がなかなか届かない。それで、毎回車を降りて、駐車券を入れてお金を払わないといけないんです。

だから、カメラ付きの自動で開く駐車場がもっと増えたらいいなと思います。

あとは自動販売機。僕は営業マンなので、いろんなところを回っているときに、自動販売機でお茶とかお水を買いたいなと思っても、大体一番上の段にあるんですよ。届かなくて買えないので、下にボタンがついている自動販売機が増えたらいいなと思います。

講演活動を始めるきっかけは何だったのですか？

中学生時代には学校内でいじめを受けたり、障がいがあることで差別的な目で見られたり、嫌なことを言われたりして生きてきました。

大人になって、障がいというものを前向きに考えられるようになった今だからこそ、



子どもたちに障がいとか、人と違う見た目とか、人と違う考え方が、いろんな人がいて、それが当たり前の世の中だっというのを伝えていきたいという思いがあって、講演活動を始めました。

講演のタイトルにもなっているんですけど、「明るく楽しくポジティブに」という自分のモットーを広めていきたいなという思いが一番です。

また、僕のことを知って、先天性多発性関節拘縮症のことを知ってほしいし、分からないことがあったらどんどん聞いてほしいです。

Profile

やまさき かいと
山崎 海斗 さん

難病の先天性多発性関節拘縮症で生まれ、これまでに12回の手術とリハビリを経験し、高校卒業後はあこがれの営業マンに。現在は営業マンに加え、県内の小・中学校、高校などで講演活動を行いながら、パラバドミントン選手としてパラリンピック出場を目指している。

事業者の合理的配慮が義務化！

「障害者差別解消法」が改正され、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が令和6年4月1日から「義務」となりました。

「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をする必要があります。

合理的配慮って 具体的にはどんなこと？

飲食店などで、車いすに乗っている人も利用できるように、テーブルやいすの配置を変更する



知的障がいの人にも分かりやすいように、施設のフロアガイドにふりがなをつけて渡す

聴覚障がいの人のために、電話のみで行っている予約受付をファックスやメールでもできるようにする



こんな考え方は避けましょう！

- **特別扱いできない**
合理的配慮は同じようにできる状況を整えることが目的であり、特別扱いにはなりません。
- **何かあったらいけないので対応できない**
漠然としたリスクだけでは断る理由にはなりません。
- **前例がない**
前例は関係なく、状況に応じた柔軟な検討が必要です。

合理的配慮は場面に応じて対応が異なるんだって！
福岡県ホームページで合理的配慮に関する動画が配信されているから参考にしよう！



山崎さんの強みとは何ですか？
小さい頃から、自分が他の人と同じようにはできないけど、そのできないことをできるようにするにはどうしたらいいか、どういうふう工夫すれば自分なりにできるようになるかっていうのをひたすら考えてきました。

だからこそ、何か難しいところが目の前に立ちふさがったときの「考える力」「工夫する力」は人よりあるんじゃないのかなと思います。

事業者の合理的配慮も法的に義務化されたことによって、変わったなと感じることはありますか？

全くないです(笑)。合理的配慮は気配りや心配りの延長線上のものだと捉えているので、義務化されても、その気

配り心配りの精神がないと、なかなか浸透していかないんだらうなっていうのがありますね。
合理的配慮って、障がい者の法律の話だとは思ってんですけど、実際は障がい者であっても健常者であっても関係ないと思っています。
困っている人がいたら助ける、声をかける、それだけのことなんですよね。

◀ 次ページに続く





これまでにうれしかった 気配りはありましたか？

ごく一般的だと思うんですけど、電車で立ってるときに席を譲っていただいたこと。

また、最近あったことではコンビニでの気配りです。

上の段の商品はどうしても届きません。そういうときにどうするのかというと、上の段にあるものは諦めます。

どれだけ欲しいものがあっても、店員さんも忙しそうだし、一般のお客さんに声をかけるのもやっぱり遠慮してしまいます。

でも、そんなときに店員さんから「何かあったら声をかけてくださいな」という一言をかけてもらったことで、頼みやすくなったので、すごくありがたかったです。

そういう優しい気配りをしていただけの人が増え

たら、いろんな人が生きやすくなるんじゃないかなって思っていますね。

人々の意識が変わった、 社会が変わったと思うこと はありますか？

「合理的配慮や「インクルーシブ」※など、そういった言葉が出てきたことで少しずつ皆さんの意識の中に浸透してきているのかなってというのは実感しています。

でも、僕が半袖半ズボンを着て、体の特徴が目立つ格好で外に出たときは大注目されますね。

また、オリンピックとパラリンピックではテレビで放送される時間にすごく差があったと思います。

あと、まだエレベーターがついてない学校もあり、障がいのある子どもが1階にある特別支援クラスにしか通えないということなどを踏まえると、変わっていないところはまだまだありますね。

山崎さんの夢は？

営業マンとしての夢は「日本一小さい、日本一の営業マン」になることです。

今後やっていきたいのは、講演活動が必要としていただけるところへ、全国どこでも行くこと。

また、障がいのある人とか、コンプレックスを抱えている人、いじめを受けている人で、つらい思いをして学校に行けなくなってしまう人たちが伸び伸びと学べるような学校を作ること。

すごく良い個性をたくさん持っているのにそれを発揮できない人ってたくさんいると思うんですね。それって本当にもったいないことだと思うので、そういう一人一人の個性を大切に伸ばしてあげるフリースクールみたいなものを作りたいですね。

遠賀町の皆さんへのメッセージをお願いします

講演会で、今までの自分の生い立ち、障がい者として生きてきた経験・生き方をお伝えして、皆さんの生活の中の一つの気づきになれば嬉しいです。

皆さんの人生がより明るく楽しくポジティブな気持ちになれるような講演会にしたいと思っていますので、皆さんの参加をお待ちしています。

※インクルーシブ……障がいの有無、国籍、年齢などに関係なく認め合い共生すること



ヘルプマーク、ヘルプカード



支援や配慮を必要としている人が、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に助けを必要としていることを知らせるマークやカードです。特に外見からは障がいがあると分からない人が周囲に理解してもらう際に有効です。

マークやカードの裏面には、その人が手伝ってほしいことが書かれていますので、提示されたときは必要な支援に協力してください。

なお、ヘルプマーク、ヘルプカードは役場福祉課で配布しています。(ヘルプマークは申請が必要)

●申請・問い合わせ 障がい者支援係 ☎093-293-1296

遠賀町障がいを理由とする 差別の解消の推進に関する条例

「障害者差別解消法」の改正に合わせ、令和6年3月に「遠賀町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」も改正しました。

国との連携強化や事業者による合理的配慮の義務化、差別解消のための支援措置強化などが盛り込まれています。詳しくは遠賀町ホームページで確認してください。



人権作品展

11/30(土) ~ 12/11(水)

遠賀町中央公民館 1階ギャラリー

町内小・中学生の作品や島門
小学校3年生「人権の花ひまわり」の取り組みを展示します。



遠賀町人権週間講演会

12/10(火) 18:20 ~ 20:00
[開場] 17:45

遠賀町中央公民館 大ホール

- 費用 無料
- 定員 400人(先着順)
- その他
 - ▷手話通訳あり
 - ▷未就学児無料託児あり(要申込)
- 託児申込 協働人権係
☎093-293-1242



障がいのある人に関する 書籍コーナー

11/28(木) ~ 12/24(火)

遠賀町立図書館

障がいのある人に関する書籍を展示します。

●タイトル・著者

- ▷「わたしのeyePhone」三宮 麻由子
- ▷「障害をしゃべろう!」里見 喜久夫
- ▷「目の見えない白鳥さんとアートを見に行く」川内 有緒
- ▷「ろう者の祈り 心の声に気づいてほしい」中島 隆ほか



障がいを「個性」に
個性を「強み」へ、
明るく・楽しく
ポジティブに!

障がい者相談支援事業

障がいのある人が、地域で自立した日常生活・社会生活を送れるよう、家族や支援者からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行っています。また、障がいを理由とする差別に関する相談にも応じます。詳しくは遠賀町ホームページで確認してください。



- ▷アルク ☎093-777-4649
- ▷相談支援センターこころ工房 ☎093-701-7820
- ▷相談支援センターみらい ☎093-701-4225
- ▷相談支援センターりえぞん ☎080-4692-4033 ほか
- 問い合わせ 障がい者支援係 ☎093-293-1296

身体障がい者相談員・ 知的障がい者相談員

障がいのある人やその家族からの相談に応じます。

【身体障がい者相談員による相談会】

- 日時 偶数月第2土曜日
13:00 ~ 15:00
- 場所 遠賀町ふれあいの里
- その他 相談会以外でも相談することができます。
- 問い合わせ 障がい者支援係
☎093-293-1296

